

事 務 連 絡

平成20年10月1日

各指定自立支援医療機関（更生医療）  
事務担当者 様

千葉県健康福祉部障害福祉課  
障害保健福祉推進室

政府管掌健康保険の全国健康保険協会への移管に伴う自立支援医療  
（更生医療）での対応について

本県の障害福祉行政への日頃からの御協力ありがとうございます。

さて、平成20年10月1日から政府管掌健康保険（以下「政管健保」とい  
う。）が全国健康保険協会に移管されました。

これに伴い、政管健保は全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」  
という。）となり、協会けんぽの被保険者は協会けんぽの保険証にて医療を受け  
ることになりますが、自立支援医療（更正医療）を使う場合は、原則として受  
給者証に協会けんぽの保険者名・記号及び番号等が記載されることとなります。

ただし、厚生労働省からの通知で、既存の受給者証については、医療保険の  
記載の変更を行わない取扱いも可となっております。

つきましては、協会けんぽの被保険者が、自立支援医療を受診する際には、  
受給者証の記載をご確認いただくと共に、疑義がある場合は受給者証の発行も  
とへの確認等をお願いします。受給者証の発行者は、更生医療では市町村です  
ので、各市町村の障害福祉担当課が窓口となります。

以上よろしく申し上げます。

担当 千葉県健康福祉部障害福祉課  
障害保健福祉推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2306

FAX 043-222-4133